

処 分 基 準

平成14年5月29日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第7条第1項
処 分 の 概 要：自動車運転代行業の認定の取消し
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第3条（第6号及び第7号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・第4条（認定）
処 分 基 準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、以下のよ うに、欠格事由に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しよう としている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。 ・ 法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第4号ま でに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続きを進 めている ようなとき。
問 い 合 せ 先：島根県警察本部交通部交通企画課 電話(0852)26-0110 内線5025・5026
備 考：